

菅政権

学術会議の任命拒否

気に入らないと排除

首相による会員の6人任命拒否は、憲法上も学術会議法上も許されません。6人は「安保法制」や「共謀罪」などに意見をしてきた人たちです。「気に入らない学者は法を破っても排除するのか」と批判が高まっています。

「軍事研究を容認せよ」と圧力

井上科学技術担当相は、学術会議に「軍民共用」の研究を容認せよと迫っています。戦前のように、学術研究を戦争に加担させようというのでしょうか。



学術会議とは

「わが国の科学者の内外に対する代表機関」です。憲法23条の「学問の自由」に立脚し、政権の意向に左右されず「独立して」職務を行うことが定められています。これまでも「原子力利用の3原則」「軍事研究に反対」など、多数の答申、提言を出してきました。

自由にモノが言えない社会にしていいのでしょうか

「意に沿わないものは理由も言わずに切る」——。こんなことがまかり通ったら、社会は独裁と暗黒の支配になります。

戦前、滝川事件、天皇機関説事件など、学問への弾圧が行われ、「もの言えない社会」が作られ、国全体が戦争に突き進みました。「いつか来た道」に後戻りをさせてはなりません。

「学問の自由」はいのち・くらしを守るためにも

世界のコロナ対策を見ても、科学に立脚してこそ感染を抑えることができます。そして、学問や科学の発展のためには、何よりも自由、自主性、独立性が大事です。「学問の自由」は、私たちのいのちやくらし、社会全体の利益に結び付いているのです。

滝川事件 (1933年)

滝川幸辰京大教授の刑法学説が「共産主義的」と攻撃され、大学を追放されました。

天皇機関説事件 (1935年)

憲法学者で貴族院議員の美濃部達吉氏による、天皇は国の機関であるとの学説が「不敬」と攻撃され、著書は発禁処分、貴族院も追われました。

力を合わせ任命拒否を撤回させよう

署名にご協力を

1. 日本学術会議が推薦した会員候補者を任命しなかった理由を明らかにしてください。
2. 任命拒否を撤回し、会員候補者6人をすみやかに任命してください。